

記者提供資料  
令和2年7月27日(月)  
危機管理課(担当:西垣)  
電話559-5057(直通) 内線2320

## 新型コロナウイルス感染症への対応について(第67報)

新型コロナウイルス感染症への対応について、以下のとおりお知らせします。

- (1) 「三田市小規模事業者応援助成金」制度の再拡充について **別紙1**のとおり  
(地域創生部産業戦略室産業政策課)

## 「三田市小規模事業者応援助成金」制度の再拡充について

市では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、売上減少など経営に影響を受けている事業者に対して、国や兵庫県の支援を補うものとして1事業者あたり一律10万円を助成する市独自の緊急経済対策「三田市小規模事業者応援助成金」制度を令和2年4月27日から実施しています。6月5日からは、対象となる事業者や売上高の対象月の拡充を図り、感染予防対策や新たな事業展開に取り組むなど、事業の継続・再開に向けて頑張る事業者を幅広く応援してきました。

一方、国の緊急事態宣言の解除後、外出自粛やイベント開催等の段階的緩和が行われているものの、消費マインドの低下等から経営回復の見込みが厳しく、先に実施した市内事業者を対象とした経済アンケート結果においても、90%以上の事業者が今後の経済活動にマイナスの影響があると回答しているなど、飲食・サービス業、文化・芸術分野などを含め、引き続き、甚大な影響を受けている事業者が見受けられます。

このように、事業者を取り巻く状況は未だ厳しく、経済の回復は当初の想定よりも長引いていることから、可能な限り幅広く事業者を支援するという本制度の趣旨を踏まえ、このたび次のとおり対象要件を見直し、さらなる制度拡充を図ってまいります。

### 1 制度拡充の内容について

拡充部分：太字下線部

| 対象要件等   | 当初                          | 第1回 見直し拡充                          | 第2回 見直し拡充  |
|---------|-----------------------------|------------------------------------|--|
| 受付開始    | 令和2年4月27日～                  | 令和2年6月5日～                          | <b>令和2年8月1日～</b>   |
| 対象事業者   | 小規模事業者(商工業に限る)              | 小規模事業者(政治・宗教団体除く)                  | 変更なし   |
| 売上高の減少率 | 対象月の売上高が前年同月と比べ20%以上50%未満減少 | 対象月のいずれかの月の売上高が前年同月と比べ20%以上50%未満減少 | 対象月のいずれかの月の売上高が前年同月と比べ20%以上50%未満減少 <b>又は対象月すべての月の売上高が50%以上減少</b> |
| 売上高の対象月 | 4月                          | 4月～6月                              | 変更なし   |
| 申請期限    | 令和2年6月30日(金)                | 令和2年8月31日(月)                       | 変更なし   |

### 2 周知について

- ・市内事業者(2,792事業所)を対象とした第2回緊急アンケート調査(7月29日発送予定)に案内チラシを同封
- ・市ホームページ、市広報紙(8月1日号・8月15日号)に拡充内容を掲載

### 3 参考

- ・本助成金の交付決定件数(7月22日現在) 596件